

「指定都市の指定に関する政令」の一部改正

平成21年10月28日に「地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の指定に関する政令の一部を改正する政令」が公布されました。

<平成21年10月28日付け官報(号外第229号)より抜粋>

地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の指定に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十一年十月二十八日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

政令第二百五十一号

地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の指定に関する政令の一部を改正する政令
内閣は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の指定に関する政令（昭和三十一年政令第二百五十四号）の一部を次のように改正する。

「岡山市」を「岡山市 相模原市」に改める。^{※1}

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。

（地方税法施行令の一部改正）

第二条 地方税法施行令（昭和三十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第五十六条の十五中「、相模原市」を削る。^{※2}

（地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の指定に関する政令の一部改正）

第三条 地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の指定に関する政令（平成七年政令第四百八号）の一部を次のように改正する。

「船橋市 相模原市」を「船橋市」に改める。^{※3}

（国土形成計画法施行令の一部改正）

第四条 国土形成計画法施行令（平成十八年政令第二百三十号）の一部を次のように改正する。

別表首都圏の項中「川崎市」を「川崎市 相模原市」に改める。^{※4}

※1 指定都市として指定する市に、相模原市を加えるもの

※2 地方税法第七百一条の三十一第一項第一号ハに規定する政令で指定する市（事業所税を課す市）から相模原市を削るもの（同号イに指定都市が規定されているため）

※3 中核市として指定する市から相模原市を削るもの

※4 首都圏広域地方計画協議会の組織に相模原市を加えるもの